

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡 (安-2025-01)
令和7年4月2日

関西支店 安全環境部長

一酸化炭素中毒防止の徹底について (指示)

先週、都内の他社ビル解体工事作業所において、一酸化炭素中毒とみられる症状を訴え、少なくとも16人が病院に搬送され、このうち40代の男性作業員1人は一時心肺停止の状態となる事故が発生しました。

報道によると、当時あわせて20人ほどの作業員がビル4階でアスベストの除去作業をしており、3階では発電機2台が稼働していたとのことです。

一酸化炭素中毒による災害については、当社においても令和5年に同様の事案が2件連続して発生しています。

つきましては、一酸化炭素中毒の再発防止を図るため、下記事項を作業所関係者に再度、徹底するよう指示します。

又、関西支店では、内燃機関の屋内における使用許可申請書を作成することで、一酸化炭素中毒防止を図っています。しっかり計画を立て災害を発生させないようお願いします。

記

1. 内燃機関は、原則屋内で使用しないことを再徹底し、やむを得ず屋内で使用する際は、適切な換気を行い換気の状態を確認した後に作業を開始すること
2. エンジン発電機を使用する場所については、一酸化炭素中毒防止を念頭に、協力会社等関係者と十分に協議すること
3. 作業所関係者全員に「[東京労働局 一酸化炭素中毒防止教育動画](#)」を必ず受講させること
4. 作業に起因すると思われる体調不良が確認された場合、速やかに医療機関を受診させ早期の診断を得るとともに、症状の重篤化を防止すること
5. 安衛法第29条第1項に定められるとおり、関係請負人(取引業者)及び関係請負人の労働者が安衛法を順守するよう指導を行うこと

<参考>労働安全衛生法 第29条(元方事業者の講ずべき措置等)

- 1 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。
- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

※この事務連絡は、事務連絡(安環安)24-48(令和7年3月31日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以上